





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和元年11月1日(金) 第9746号

■目	次
----	---

	ペーシ
規 則 ○群馬県水道法施行細則の一部を改正する規則(食品・生活衛生課)	2
○研测水/////////	2
告示	
○免税証の無効(税務課)	5
○土壌汚染対策法による区域指定の解除(環境保全課)	5
○令和2年度及び令和3年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参	
加する者に必要な資格に係る基本的事項等(建設企画課)	5
○道路の供用開始(道路管理課)	1 9
公	
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請(県民生活課)	1 9
○土地改良事業の換地計画の決定に係る縦覧 (農村整備課)	1 9

規

則

令和元年十一月一日群馬県水道法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

群馬県知事

Щ 本

太

改正する。

群馬県水道法施行細則(昭和三十四年群馬県規則第七十四号)の一部を次のように群馬県水道法施行細則の一部を改正する規則群馬県規則第二十三号 様式第五号を次のように改める。 様式第一号及び様式第三号中「※1※の2」を「※1※の3」に改める。第五条第二項中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に改める。

様式第5号(規格A4) (第5条関係)

水道事業休止 (廃止) 許可申請書

年 月 日

群馬県知事 あて

住 所

氏 名

印

法人又は組合にあっては、主たる事務所 の所在地及び名称並びに代表者の氏名

年 月 日群馬県指令第 号により経営の認可を受けた水道事業について休止 (廃止) の許可を受けたいので、水道法第11条第1項の規定により申請します。

- 1 水道事業の名称
- 2 水道事務所の所在地
- 3 休止又は廃止の別 (一部休止 (廃止) の場合は、休止 (廃止) する水道事業の内容)

添付資料

- 1 休廃止計画書(水道法施行規則第8条の3第3項に掲げる事項を記載)
- 2 水道法施行規則第8条の3第1項各号に掲げる書類及び図面

この規則は、公布の日から施行する。様式第十号中「第11※第3中」を「第9※第3中」に改める。様式第十号中「第7※第3中」を「第9※第3中」に改める。

■ 告 示

◎群馬県告示第175号

群馬県県税条例(昭和25年群馬県条例第32号)第146条の11第5項の規定により交付した次の免税証について、亡失した旨の報告があったので、無効とする。

令和元年11月1日

群馬県知事 山 本 一 太

免税証 の種類	業種	記号	枚 数	有 効 期 間	免税証に記載された販売業者の 所在地及び名称	免税証を 交付した 事務所	亡失年月日
200リ ットル 券	農業	Н07900765			吾妻郡嬬恋村干俣1721-1 嬬恋村農業協同組合干俣SS	吾妻行政 県税事務 所	

◎群馬県告示第176号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、平成30年群馬県告示第338号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について、当該指定を次のとおり解除する。

令和元年11月1日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 解除する区域 みどり市大間々町大間々509番1の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壌汚染対策法施行規則 (平成14年環境省令第29号) 第31条第2項の 基準に適合していなかった特定有害物質の名称 鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

◎群馬県告示第177号

群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号)第170条の2及び第180条の規定に基づき、令和2年度及び令和3年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)に係る基本的事項及び資格を有するかどうかの審査(以下「資格審査」という。)の申請の方法等を次のとおり定め、令和2年1月7日から施行する。

なお、平成30年度及び平成31年度において県が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格に係る基本的事項等(平成29年群馬県告示第309号)は、令和2年3月31日限り廃止する。

令和元年11月1日

群馬県知事 山 本 一 太

1 建設工事の種類 建設工事の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

土木一式工事 建築一式工事 大工工事 左官工事 とび・土工・コンクリート工事 石工事 屋根工事 電気工事 管工事 タイル・れんが・ブロック工事 鋼構造物工事 鉄筋工事 舗装工事 しゅんせつ 工事 板金工事 ガラス工事 塗装工事 防水工事 内装仕上工事 機械器具設置工事 熱絶縁工事 電気通信工事 造園工事 さく井工事 建具工事 水道施設工事 消防施設工事 清掃施設工事 解体工事

- 2 競争入札に参加することができる者 競争入札に参加することができる者は、4により申請を行い、資格を有すると認められた者(以下「有資格者」という。)とする。ただし、次の(1)から(4)までの全てを満たす者でなければ、当該申請を行うことができない。
 - (1) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定により、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業の許可を受けた者であること。
 - (2) 1に掲げる建設工事の種類ごとに、法第27条の29第1項に規定する総合評定値(以下「総合評定値」という。)による客観的事項の審査を受けた者であること。
 - (3) 納付すべき税を完納している者であること。
 - (4) 社会保険(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。)に加入している者であること(当該保険に加入義務のない者を除く。)。
 - (5) 共同企業体を結成して競争入札に参加しようとする者にあっては、次に掲げる要件のいずれも満たすものであること。

なお、構成員は2以上の共同企業体の構成員になることはできない。

- ア 構成員の数は、3社以内とする。
- イ 構成員は、総合評定値が群馬県建設工事選定要領第6条に規定するA等級に属する者以外の者で、同一等 級又は直近等級に属するものの組合せとする。
- ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は、2社の場合は30パーセント以上、3社の場合は20パーセント以上とする。
- エ 各構成員は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。
 - (7) 希望する建設工事の種類につき、同一の工事種別の資格審査申請を行わない者であること。
 - (イ) 希望する建設工事の種類に対応する許可業種につき、許可後5年を超える営業年数を有すること。
 - (ウ) 希望する建設工事の種類につき、元請としての実績を有すること。
 - (エ) 希望する建設工事の種類に対応する許可業種に係る監理技術者となることができる者又は主任技術者となることができる者で国家資格を有するものを有し、これらの技術者を工事現場ごとに専任で配置できること。
- 3 資格審査の方法 資格を有するかどうかは、建設工事の種類に従い、2に掲げる項目を確認して決定するもの とする

なお、有資格者は、一度審査を受けた業種について、合併や事業譲渡等の場合を除き、その資格の有効期間内 において再度審査を受けることはできないものとする。

- 4 申請の方法 資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ぐんま電子入札共同システム(ht tps://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/)を使用し、建設工事競争入札参加資格審査申請(以下「電子申請」という。)を知事に行わなければならない。
- 5 申請の受付期間 令和2年1月7日(火)から同月28日(火)までとする。
- 6 審査基準日 令和2年1月1日(水)
- 7 添付書類 申請者は、申請と同時に、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、(25)及び(26)に掲

げる項目については、電磁的記録による提出とする。

- (1) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては市区町村長が発行した身分証明書
- (2) 納税証明書(法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税並びに県税、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税並びに県税に関するもの。なお、同時に他の市町村に申請する場合は、該当する市町村税に関するものを含む。)
- (3) 群馬県建設工事表彰要綱により表彰された場合は、優秀技術者表彰状の写し
- (4) 不当要求防止責任者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第14条 第1項に規定する「責任者」をいう。)を選任し、その者が同条第2項に規定する講習を受講した場合、受講 したことを証する受講修了書の写し
- (5) 群馬県環境GS認定制度に基づく認定を受けている場合は、環境GS認定制度認定書の写し
- (6) エコアクション21認証・登録制度の認証・登録を受けている場合は、エコアクション21認証・登録証の 写し
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項の事業主である場合は、 公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し
- (8) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第4項の一般事業主行動計画を策定し、 届け出た場合は、一般事業主行動計画策定届又は基準適合一般事業主認定通知書の写し
- (9) 群馬県いきいきGカンパニー認証制度に基づく認証を受けている場合は、群馬県いきいきGカンパニー認証 証の写し
- (10) 群馬県との間で災害応急対策業務に関する協定を締結している場合は、災害応急対策業務に関する細目協定書の写し
- (11)群馬県の土木事務所との間で除雪契約を締結し、除雪機械又は除雪用アタッチメントを保有している場合は、 除雪機械等保有申告書(別記様式第1号)
- (12)道路又は河川の清掃等の地域貢献を行った場合は、地域貢献確認申告書(別記様式第2号)
- (13) 中学生の職場体験又は高校生、大学生等のインターンシップの受入れを行った場合は、その受入れに関する学校からの依頼書
- (14)職員又は役員に群馬県内の消防団員がいる場合は、消防団在籍に関する確認書
- (15)前橋保護観察所長が証明する協力雇用主としての実績に関する証明書
- (16)建設業労働災害防止協会群馬県支部に加入している場合は、加入証明書
- (17)建設業労働災害防止協会群馬県支部が実施している技能講習又は安全衛生講習を受講した場合は、修了証の 写し
- (18)別に定める講習又は説明会を受講した場合は、修了証の写し
- (19) 一般社団法人群馬県建設業協会が実施する、環境すみずみパトロールに女性従業員が参加した場合は、その参加に関する証明書
- (20) 関連業者報告書(別記様式第3号)
- (21)暴力団排除に関する誓約書
- (22)入札、契約、代金の請求、領収等を代理人に委任する場合は、委任通知書
- (23)営業所一覧表 (建設業法施行規則 (昭和24年建設省令第14号) 別記様式第1号別紙2又は別記様式第22号の2第2面)
- (24)経営事項審査結果通知書の記載内容と社会保険の加入実態が異なる場合は、その実態を証明する資料の写し
- (25)工事経歴書(建設業法施行規則別記様式第2号)

- (26)技術職員名簿 (建設業法施行規則別記様式第25号の11別紙2)
- (27)申請を行政書士に委任する場合は、行政書士委任通知書
- (28)審査基準日現在有効な総合評定値通知書に記載された建設業の許可区分と審査基準日現在の建設業の許可区分とが異なる場合は、建設業許可通知の写し又は許可証明書
- (29) 従来の級別格付から上位の級別格付となった場合に、従来の級別格付に残留を希望する場合は、級別格付残留措置適用申請書(別記様式第7号)
- 8 電子申請及び添付書類に使用する言語等
 - (1) 電子申請は、日本語により行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、JIS第1水準及び第2 水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は平仮名に置き 換えるものとする。
 - (2) 7の添付書類で外国語により記載してあるものは、その日本語による訳文を付記し、又は添付しなければならない。
 - (3) 電子申請及び添付書類の金額表示は、日本円でしなければならない。 なお、日本円への換算に当たっては、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。
- 9 資格審査の結果の通知
 - (1) 知事は、資格審査の結果、資格の有無を決定したときは、申請者にぐんま電子入札共同システムを使用して通知するものとする。
 - (2) 知事は、申請者が資格を有すると認定したときは、速やかにその結果を公表するものとする。
- 10 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格認定日から令和4年3月31日までとする。
- 11 営業の廃止等の届出 申請者は、申請を行った後、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、 速やかに、その旨をぐんま電子入札共同システムを使用して届け出なければならない。

なお、届出に当たり、7に掲げる書類のうち該当する書類を提出するものとする。

- (1) 営業を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 所在地又は住所を変更したとき。
- (3) 電話番号又はFAX番号を変更したとき。
- (4) 商号又は名称を変更したとき。
- (5) 代表者の変更があったとき。
- (6) 代理人の変更があったとき。
- 12 事業協同組合の特例
 - (1) 事業協同組合に係る資格審査において特例申請を希望する者は、7に掲げる添付書類のほか次に掲げる書類を添付して電子申請を行わなければならない。
 - ア 官公需適格組合証明書の写し
 - イ 審査対象者一覧表 (別記様式第4号)
 - ウ 当該組合の役員名簿(別記様式第5号)
 - エ 当該組合の組合員名簿 (別記様式第6号)
 - オ 当該組合及び各審査対象者の建設業許可通知・総合評定値通知書の写し
 - (2) 官公需適格組合として証明を受けている当該組合と組合員5者を限度として審査する。審査に当たっての総合評定値の算定は、工事種類別年間平均完成工事高、自己資本額、職員数及び技術職員数については当該組合及び組合員に係る合計値により、その他の項目については当該組合及び組合員に係る数値の平均値により行う。

- 13 資格の取消し等 知事は、有資格者が次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、当該資格を 取り消し、又は当該事実があった後2年間を限度として資格を付与しないことができる。その者を代理人、支配 人その他の使用人又は入札代理人として使用する有資格者についても、また、同様とする。
 - (1) 営業を廃止し、又は休止した者
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項におい て準用する場合を含む。)の規定に該当する者(同令第167条の4第1項の規定に該当する者で契約締結の ために必要な同意を得ている者を除く。)
 - (3) 電子申請又は添付書類に虚偽の事実を記録し、又は記載したことにより資格を取得した者
 - (4) 法第29条の規定により建設業の許可を取り消された者
 - (5) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行
 - (6) 競争入札において、公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために 連合した者
 - (7) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
 - (8) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職 員の職務の執行を妨げた者
 - (9) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 14 資格の取消し等の通知 知事は、13の規定により資格を取り消したとき、又は資格を付与しないこととしたと きは、その旨を該当者に通知するものとする。
- 15 申請情報の取扱い
 - (1) 各申請者から申請された内容(以下「申請情報」という。) については、資格審査後、その一部(本社又は 委任先営業所の基本情報(商号又は名称、所在地、代表者氏名及び電話番号)及び工種)について公開する。
 - (2) 申請情報について、暴力団との関係の有無を関係機関に照会することがある。
- 16 指名基準 建設工事に係る指名競争入札に付する場合における建設業者の選定に当たっては、次に掲げる基準 (以下「指名基準」という。) によらなければならないものとし、指名基準の運用基準は、別表による。
 - (1) 審査基準日以降における不誠実な行為の有無
 - (2) 下請契約の状況
 - (3) 審査基準日以降における経営及び信用の状況
 - (4) 審査基準日以降における工事成績
 - (5) 当該建設工事に対する地理的条件
 - (6) 手持ち工事の状況
 - (7) 当該建設工事についての技術的適性
 - (8) 工事施工についての技術者の状況
 - (9) 審査基準日以降における安全管理の状況
 - (10)審査基準日以降における労働福祉の状況

別表 指名基準の運用基準

- 1 審査基準日以降における不誠実な行為の有無
 - 次のいずれかに該当する場合は、指名しないこと。
 - (1) 指名停止要綱に基づく指名停止期間中であること。
 - (2) 建設工事に係る請負契約に関し、次の事項のいずれかに該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。
 - ア 工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わない等請負契約の履行が不誠 実であること。
 - イ 警察当局から、知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合など、明らかに請負者として不適当であると認められること。
- 2 下請契約の状況

次のいずれかに該当する場合は、指名しないこと。

- (1) 法に違反し、請け負った工事を一括して他の建設業者等に下請けさせていると認められること。
- (2) 法に違反し、他の建設業者等が請け負った工事を一括して下請負している場合であって、特に悪質であると認められること。
- (3) 建設工事に関し、下請契約状況について、事実に反する報告をしていると認められること。
- (4) 下請契約に際し、請負者等が、正当な理由なしに契約関係書類を作成していないと認められること。
- (5) 関係行政機関等からの情報により、下請代金の支払遅延や特定資材等の購入強制が行われている等請負者等の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
- 3 審査基準日以降における経営及び信用の状況

銀行からの取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営及び信用の状況が不健全であると判断される場合は、指名しないこと。

- 4 審査基準日以降における工事成績
 - (1) 工事成績評定基準に定める工事成績(以下「工事成績」という。)について、過去2年度の間に60点未満の工事があり、改善が図られていない場合は、指名しないこと。
 - (2) 工事成績が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
 - (3) 表彰を受けていること等工事成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。
- 5 当該建設工事に対する地理的条件

本県内での工事実績等からみて、本県における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該建設工事を確実かつ円滑に実施できるかどうかを総合的に勘案すること。

6 手持ち工事の状況

手持ち工事の件数、工事現場従業員の確保状況からみて、当該建設工事を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。

- 7 当該建設工事についての技術的適性
 - 次の事項に該当するかどうかを勘案すること。
 - (1) 当該建設工事と同種又は類似の工事について相当の実績があること。
 - (2) 当該建設工事に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術水準の工事の施工実績があること。
 - (3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該建設工事の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。
- 8 工事施工についての技術者の状況

次の事項に該当するかどうかを勘案すること。

- (1) 工事種別に応じ、当該建設工事を施工するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。
- (2) 審査基準日以降の受注工事への技術者の配置状況からみて、当該建設工事を確実かつ円滑に実施できる体制であること。
- 9 審査基準日以降における安全管理の状況
 - (1) 指名停止要綱に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。
 - (2) 本県が発注した建設工事について安全管理の改善に関し、労働基準監督署からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認めら

れるときは、指名しないこと。

- (3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。
- (4) 本県が発注した建設工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上の負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。
- 10 審査基準日以降における労働福祉の状況
 - (1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。
 - (2) 本県が発注した建設工事について、建設業退職金共済組合、中小企業退職金共済事業団等退職金支給制度への加入とその掛金の納付(共済証紙の購入及び貼付を含む。) が十分かどうかを勘案すること。
 - (3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み、表彰を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、十分尊重すること。

別記様式第1号(規格A4)

除雪機械等保有申告書

年 月 日

群馬県知事 あて

> 所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名

印

除雪作業の実施にあたり、自社で保有する下記の除雪機械又は除雪用アタッチメントを使用します。 記

	除雪機械等名称	メーカー名	型式	製造・車体番号	性能	所有・リース の区分
1						
2						

- 注1 対象となる除雪機械は、凍結防止剤散布車、ロータリー除雪車、除雪ドーザー、グレーダー及び トラクターショベルです。
- 注2 対象となる除雪用アタッチメントは、凍結防止剤散布装置及びスノープラウです。
- 注3 除雪機械保有の場合は、審査基準日現在有効な車検証の写しを添付してください。車検証がない 場合は、所有又はリースに係る契約書の写しと特定自主検査記録表の写し(審査基準日直前1年以 内のもの)を提出してください。
- 注4 除雪用アタッチメント保有の場合は、購入時の納品書の写し及び、アタッチメント装着時の写真 を添付してください。納品書がない場合は、所有が分かる資料を提出してください。
- 注5 群馬県から貸与されている除雪機械等は、対象外です。

別記様式第2号(規格A4)

群馬県知事 あて	地域貢献確認申告書	年	月	日							
地域貢献活動につきまして、	所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名 下記のとおり申告いたします。 記			印							
	社 会 貢 献 の 種 類 1 道路清掃等のボランティア活動 (1~3の該当するものに 2 河川等の環境保全のための活動 ○をつけてください。) 3 建設業を活かした地域貢献活動										
実 施 時 期											
場所											
参加 従 業 員 数	全従業員数										
活動の内容を具体的に記載すること。)											

注 活動内容が客観的に判断できる資料を併せて提出してください。

別記様式第3号(規格A4)

関連業者報告書											
区分	内 容										
資本との		業者	名	株式総数・出資総額	所有株数・出資	額割合					
株式 (総数 する割合 出資 (総額 する割合 連	う) 質に対										
業 人事面の		業 者	名	役	職名						
者と、役員の兼の、状の	務)										
関 係 そ の	他 —	業 者	名	関	係 内 容						
(特別な社	是携 (系)										
当社と関連のある	業者について	て、上記	己のと	おり報告します。							
群馬県知事	年 月 あて	F	1								
				在 地 マは名称 者職氏名		印					

注 「資本との関連」、「人事面の関連」、「その他」の各区分ごとに関連業者を記載してください。関 連業者がない場合は、それぞれに「該当なし」と記載してください。

)

別記様式第4号(規格A4)

審査対象者一覧表

(組合名

建設工事種別	商号又は名称	代表者	所 在 地	電話番号

別記様式第5号(規格A4)

役 員 名 簿

(組合名)
(年	月	日現在)

組合役職名	所属事業体	氏 名
租 百 仅	商号又は名称 役職名	人 名
		-

別記様式第6号(規格A4)

組 合 員 名 簿

(組合名)
(年	月	日現在)

商号又は名称	所	在	地	代表者名	建設業許可番号	許可業種(略号)

別記様式第7号(規格A4)

級別格付残留措置適用申請書

年 月 日

群馬県知事あて

所 在 地 商号又は名称 印 代表者職氏名 電 話 番 号 業 者 番 号

令和2年4月1日から令和4年3月31日までを有効期間とする群馬県建設工事入札参加資格業者名簿における「級別格付 残留措置制度」の適用について、次の業種への適用を希望します。

適用業種

級別格付残留措置制度を適用する業種のチェック欄に○を記載してください。

業種	土	建	大	左	٢	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	l	板	ガ
チェック欄																

業種	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
チェック欄													

業種について

土=土木一式 建=建築一式 大=大工 左=左官 と=とび・土工・コンクリート 屋=屋根 電=電気 タ=タイル・れんが・ブロック 鋼=鋼構造 筋=鉄筋 舗=舗装 し=しゅんせつ 板=板金 ガ=ガラス 塗=塗装 防=防水 内=内装仕上 機=機械器具設置 絶=熱絶縁 通=電気通信 園=造園 井=さく井 具=建具 水=水道施設 消=消防施設 清=清掃施設 解=解体

【注意事項】

- 注1 従来の級別格付から上位の格付に上がる場合に適用されます。
- 注2 従来の級別格付から下がる場合 $(A \rightarrow B \cdot C, B \rightarrow C)$ には適用されません。
- 注3 従来の級別格付が無い場合(前回の資格認定がない場合)には適用されません。
- 注4 申請書提出後の取下げはできません。提出前に制度の適用について再度確認をお願いします。

◎群馬県告示第178号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において 一般の縦覧に供する。

令和元年11月1日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区間	供用開始の期日
県道	赤岩足利線	邑楽郡邑楽町大字中野235番の1地先から同郡同町大字同1269番の1地先まで	令和元年11月1日

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更 に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告 する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県 民生活課において縦覧に供する。

令和元年11月1日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 申請のあった年月日 令和元年10月18日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ひつじ大学
- 3 代表者の氏名 佐藤喜久一郎
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市吉井町多胡284番地1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、広く社会に対し、教育と文化振興に関する事業を行い、公共の福祉に寄 与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営世良田土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和元年11月1日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和元年11月5日から同年12月2日まで
- 3 縦覧に供する場所 太田市役所

毎週火、金曜日発行

発 行 **群 馬 県**

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111